

豊田合成九州株式会社

内部統制システムの構築・運用に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
①	当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「豊田合成グループ行動憲章」の徹底 および これらに基づく「豊田合成九州企業倫理ガイド」を定める。
②	法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議および会議体管理・運営規則に基づき、コンプライアンスに関する会議体及び担当役員(運営議長)を置く。 当社の取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し管理する。
③	工場単位でコンプライアンス推進担当者を置き、各職場の固有のコンプライアンス・リスクを認識し、 主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
④	反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。 反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
⑤	当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、 公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。 是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
⑥	前項の通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
⑦	内部監査部署は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。 主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
①	取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。 文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
②	取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
③	内部監査部署は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。 主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制	
①	リスク管理の全体最適を図るため、取締役会の決議により、当社のリスク管理に関する方針および危機管理対応ガイドを定め、 リスク管理担当役員及びリスク管理統括部署を置く。 リスク管理統括部署は、リスク管理及び内部統制の状況を点検(TG本社監査部報告含む)し、改善を推進する。
②	安全、品質、環境など事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署において基本的な考え方に 基づき対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、必要に応じて取締役会にて報告する。 主管部署は、部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
③	安全、品質、環境など事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、 しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を「危機管理対応ガイド」に定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
④	上記②、③のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
⑤	内部監査部署は、社内リスク管理体制について監査を行い、その結果を親会社(監査部)へ報告する。 主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
⑥	災害などの発生に備え、事業継続計画の整備や訓練を実施し、必要に応じて、保険付保を行うなどリスク分散を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
①	中長期の経営方針(TGグループ方針含む)および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
②	取締役は、会社方針を基に、指揮監督するとともに、機動的な意思決定を行う。
③	規程により業務執行の権限および責任を明確にし、それに基づき業務および予算の執行を行う。
④	取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
⑤	事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
⑥	経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
⑦	監査役は、当社の事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。 主管部署 および 監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制	
①	適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、情報開示に関する会議体及び担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
②	監査役は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行う。 主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制	
①	当社は、TGグループが一体となって事業活動を行い、グループ全体の企業価値を向上へ寄与できることを目指し、経営管理に関する規程・要領を定める。併せて、経営・財務の状況を定期的に親会社に報告する。
②	当社は、TGグループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際に、親会社と事前協議を行い、親会社より適切な指導を受けた場合は、その対策を講ずる。
7. 監査役が補助使用人を求めた場合の使用人に関する事項（監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項）	
①	監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役との協議により必要に応じて監査役（監査役会）直轄の専任部署を置く。その場合は、取締役、使用人の指揮命令を受けないものとする。
②	監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。
③	内部監査部署および機能主管部署は、必要に応じ監査役と連携して、機能監査を実施し、結果を監査役に報告する。また、必要に応じ監査役監査の調査を補助する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の報告に関する体制	
①	監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
②	取締役及び使用人は、当社およびTGグループの経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項につき監査役に報告する。
③	監査役へ報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
④	前記1.⑤のコンプライアンス・ホットラインへの通報に関しては、原則全件コンプライアンス担当役員及び監査役に報告する。
9. その他監査役は監査が実行的に行われることを確保するための体制	
①	重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席することができる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。